

平成 1 9 事業年度事業報告書

独立行政法人農業者年金基金 平成19事業年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

農業者年金制度は、農業者の老後の安定と福祉の向上を図るとともに農業の担い手の確保に資するという意味で、経営政策の重要な柱です。現役世代における経営安定対策と老後の備えとしての本制度が一体となって機能することにより、はじめて農業を生涯の職業として選択しうる条件が整うこととなります。このような政策目的をもった本制度には、様々なメリットが付与されており、他の年金制度と比較しても大変有利な制度ですが、これまで制度の普及浸透がなかなか進みませんでした。

このため、平成19年度から「加入者10万人早期達成3カ年計画」をスタートさせるとともに、地域における加入推進の旗振り役として約2千2百人の方々に活動の指導的役割を担うリーダー（以下「加入推進部長」という。）を引き受けていただきました。平成19年6月から9月にかけて実施した加入推進部長の「特別研修会」では、本制度の仕組みやメリットとともに、これまでの制度改正の経緯や背景についても説明しました。

平成19年度の新規加入者数は、このような加入推進部長をはじめ関係機関の協力により、4,173人と過去に例をみない大幅（前年度比で82%）な増加を達成しました。

なお、年度計画に定めた項目ごとの実績は、別添「独立行政法人農業者年金基金平成19年度業務実績報告書」のとおりです。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

法人の目的

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第3条）

業務内容

基金は、上記の目的を達成するため、以下の業務を行います。

ア 農業者年金事業

農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用、給付金（農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務

旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の制度をいう。以下同じ。）の給付金（経営移譲年金、農業者老齢年金、死亡一時金等）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務

イ 農地等の借受け及び貸付け等

旧制度の経営移譲年金の受給要件である経営移譲を円滑に進めるため、適格な経営移譲の相手方を見つけれない者の農地等を基金が借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務

経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等に売り渡したときの割賦売渡債権及び経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等が経営移譲希望者の農地等を買入れるのに必要な資金を貸し付けたときの貸付金債権等に係る管理業務

沿革

昭和45年 5月	農業者年金基金法公布
昭和45年10月	農業者年金基金設立
昭和46年 1月	農業者年金業務開始
昭和51年 1月	年金の給付開始
平成14年 1月	従来の賦課方式による年金を積立方式による年金に抜本改正 〔旧制度の経営移譲年金、農業者老齢年金等の給付事務等については、経過措置として実施。〕
平成14年12月	独立行政法人農業者年金基金法公布
平成15年10月	独立行政法人に移行

設立根拠法

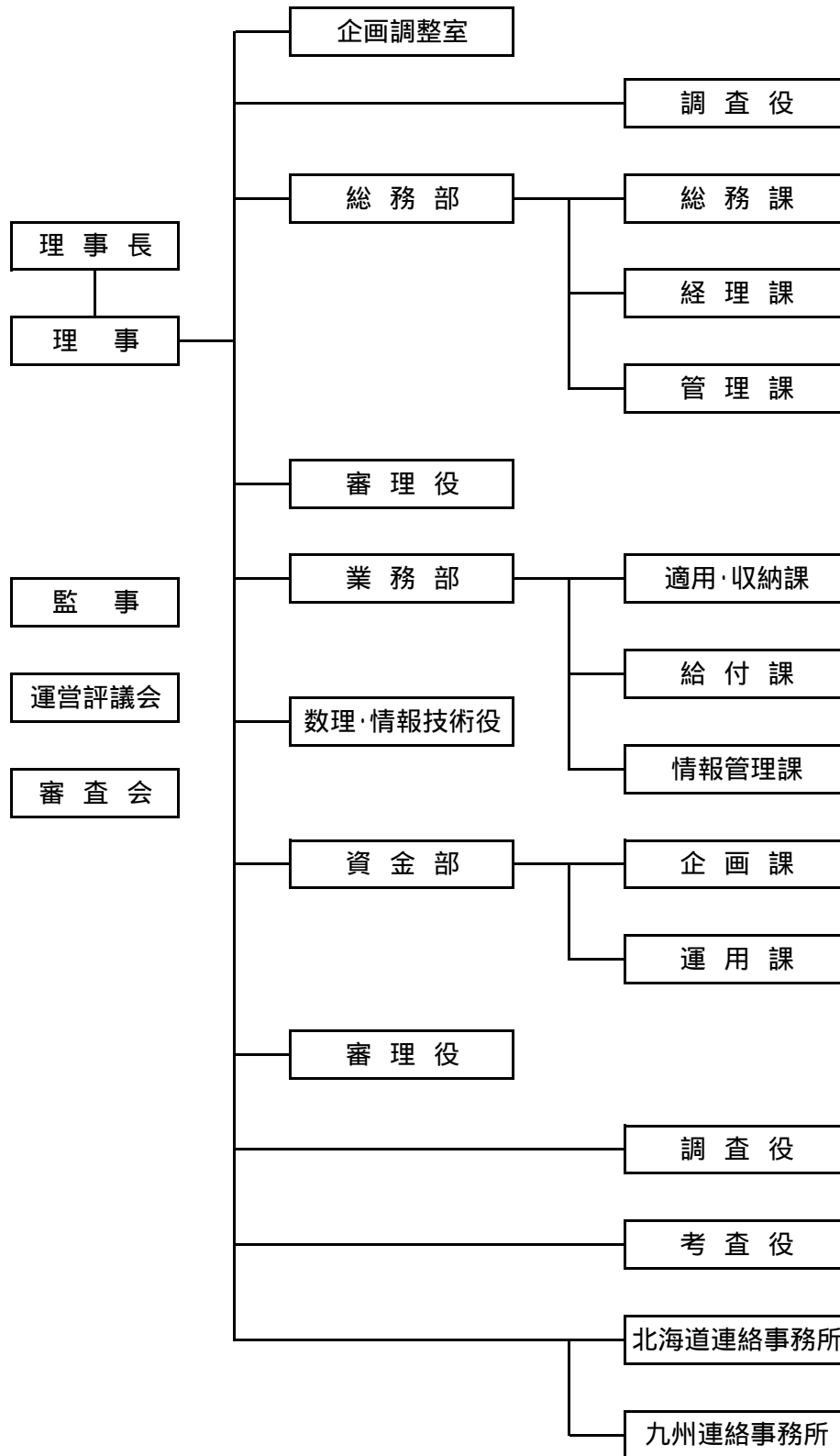
独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)

主務大臣(主務省所管課)

農林水産大臣(農林水産省経営局経営政策課)

〔ただし、独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第1項1号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣〕

組織図



(2) 事務所の住所

〒105 - 8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号

(3) 資本金の状況

有していません。

(4) 役員の状況

[定数: 理事長1名、理事2名以内、監事2名]

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	中川 坦	平成18年 9月26日から平成19年 9月30日まで 平成19年10月 1日から平成23年 9月30日まで		昭和47年 5月 農林省採用 平成15年 7月 消費・安全局長
理事	黒木 幾雄	平成18年 1月20日から平成19年 7月 9日まで	総務担当 詳細は 下記のとおり	昭和50年 4月 農林省採用 平成16年 1月 林野庁次長 平成18年 1月 退職(役員出向)
理事	石島 一郎	平成19年 7月10日から平成19年 9月30日まで 平成19年10月 1日から平成21年 9月30日まで		昭和53年 4月 農林省採用 平成19年 1月 林野庁次長 平成19年 7月 退職(役員出向)
理事	山田 豊	平成17年10月 1日から平成19年 9月30日まで	業務担当 詳細は 下記のとおり	元全国農業会議所
理事	藤井 良晴	平成19年10月 1日から平成21年 9月30日まで		元全国農業協同組合中央会
監事	成嶋 健次	平成15年10月 1日から平成17年 9月30日まで 平成17年10月 1日から平成19年 9月30日まで 平成19年10月 1日から平成21年 9月30日まで		昭和40年 4月 厚生省採用 平成 5年 6月 大臣官房付
監事 (非常勤)	松田 竣司	平成15年10月 1日から平成17年 9月30日まで 平成17年10月 1日から平成19年 9月30日まで 平成19年10月 1日から平成21年 9月30日まで		昭和43年 4月 行政管理庁採用 平成 8年 7月 神奈川行政監察 事務所長

理事の事務分担

総務担当理事

企画調整室、総務部及び資金部の事務

ただし、業務を委託する関係団体との調整、政策支援対象者等の加入に係る推進指導、受託機関の職員の来訪研修及び総務部管理課の事務を除く

業務担当理事

業務部の事務、企画調整室の事務のうち、業務を委託する関係団体との調整、政策支援対象者等の加入に係る推進指導及び受託機関の職員の来訪研修並びに総務部管理課の事務

(5) 常勤職員の状況

常勤職員数は、平成19年度において77人(前期末比1人減少、1.3%減)であり、平均年齢は41.8歳(前期末42.0歳)となっています。このうち、国等からの出向者は60人、民間からの出向者は1人です。

(注)平成20年1月1日における現在員数です。

3 簡潔に要約された財務諸表

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	10,089	流動負債	236,020
現金及び預金	3,886	一年以内返済長期借入金	233,358
有価証券	954	未経過保険料	1,772
農地等割賦売渡債権	399	その他	890
農地等取得資金貸付金	3,068	固定負債	217,991
未収保険料	1,584	長期借入金	106,420
その他	198	給付準備金	111,080
固定資産	449,216	その他	492
有形固定資産	186		
無形固定資産	371	負債合計	454,011
投資その他の資産	448,658	資本剰余金	7
金銭信託	67,479	損益外減損損失累計額	7
投資有価証券	41,295	利益剰余金	5,300
未収財源措置予定額	339,778	積立金	6,713
その他	106	当期末処理損失	1,413
		純資産合計	5,293
資産合計	459,304	負債純資産合計	459,304

	金額
経常費用(A)	171,931
年金事業費	165,400
給付金	149,494
運用損失	5,572
給付準備金繰入	10,213
その他	121
その他の業務費	3,329
給与・賞与及び手当	428
業務委託費	2,346
その他	554
一般管理費	671
役員報酬	69
給与・賞与及び手当	219
その他	383
財務費用	2,325
その他	207
経常収益(B)	170,518
運営費交付金収益	4,602
保険料収入	13,949
運用収益	600
補助金等収益	96,977
財源措置予定額収益	54,100
その他	290
臨時損益(C)	0
当期純損失(B - A + C)	1,413

キャッシュ・フロー計算書 (単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	16,346
経営移譲年金の給付による支出	70,137
老齢年金の給付による支出	78,664
その他の支出	4,692
保険料収入	13,724
運営費交付金収入	3,963
国庫補助金等収入	152,699
その他の収入	1,786
利息の支払い額	2,332
投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	14,996
財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	1,947
資金減少額(D = A + B + C)	597
資金期首残高(E)	4,483
資金期末残高(F = D + E)	3,886

行政サービス実施コスト計算書 (単位:百万円)

	金額
業務費用	157,205
損益計算書上の費用	171,932
(控除)自己収入等	14,726
損益外減損損失相当額	7
引当外賞与見積額	5
引当外退職給付増加見積額	0
行政サービス実施コスト	157,207

財務諸表の科目

摘要 通則法 - 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)
 法 - 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第174号)
 令 - 独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成15年政令第343号)
 省令 - 独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び
 会計に関する省令(平成15年農林水産省令第100号)

貸借対照表

現金・預金	現金、普通預金、定期預金など
有価証券	令第9条第1項第1号の規定により売買目的のために購入した国債
農地等割賦売渡債権	法附則第6条第1項第2号の規定により売り渡した農地等の売掛債権及び同附則第4条の規定により基金が継承した農地等の売掛債権(破産・更生債権等に属するものを除く。)
農地等取得資金貸付金	法附則第6条第1項第2号の規定により貸し付けた貸付金及び同附則第4条の規定により基金が継承した貸付金(破産・更生債権等に属するものを除く。)
未収保険料	保険料で既に確定している債権のうち、当該事業年度内に未だ収入にならないもの
有形固定資産	建物、構築物、工具器具備品、土地

無形固定資産	電話加入権、ソフトウェア
金銭信託	令第9条第1項第3号の規定により信託した金銭信託
投資有価証券	令第9条第1項第1号の規定により満期保有目的のために購入した国債、政府保証債及び事業債
未収財源措置予定額	法附則第17条に規定する長期借入金等に係る独立行政法人会計基準第83の後年度において財源措置が予定される金額
一年以内返済長期借入金	一年以内に償還期限の到来する借入金
未経過保険料	前納保険料のうち、翌事業年度に属する保険料相当額
長期借入金	法附則第17条に規定する長期借入金
給付準備金	省令第18条第1項第1号から第3号に規定する給付原資準備金、付利準備金、調整準備金
損益外減損損失累計額	'固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準'及び'固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解'第62)による減損損失額の累計額
積立金	通則法第44条第1項の規定により積み立てられた積立金
当期末処理損失	当該事業年度における未処理損失

損益計算書

給付金	特例付加年金の支給額、農業者老齢年金の支給額、農業者老齢年金死亡一時金の支給額、経営移譲年金の支給額老齢年金の支給額、死亡一時金等の支給額
運用損失	金銭信託運用及び投資資産運用に起因する運用損失
給付準備金繰入	給付原資準備金、付利準備金、調整準備金に繰り入れる額
給与賞与及び手当	職員の給与等
業務委託費	業務委託に要した経費
役員報酬	役員報酬
財務費用	借入金利息の支払額
運営費交付金収益	受け入れた運営費交付金のうち、収益化したもの
保険料収入	新制度に係る保険料及び過年度に属する保険料還付金の返還額
運用収益	預金等の運用に係る利息収入、有価証券の運用に係る利息収入、金銭信託運用に起因する運用収益、投資資産運用に起因する運用収益
補助金等収益	受け入れた補助金等のうち、収益化したもの
財源措置予定額収益	法附則第17条に規定する長期借入金等に係る独立行政法人会計基準第83の後年度において財源措置が予定される金額

キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	基金の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、年金の給付等による支出、保険料収入、人件費支出等が該当する。
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、信託資産及び投資有価証券の取得等による支出等が該当する。
財務活動によるキャッシュ・フロー	金融機関からの長期借入金の借入による収入及び長期借入金の返済に伴う支出等が該当する。

行政サービス実施コスト計算書

業務費用

損益外減損損失相当額

引当外賞与見積額

引当外退職給付増加見積額

基金が実施する行政サービスコストのうち、損益計算書に計上される費用

基金が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失累計額

財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当見積額

財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当見積額

4 財務情報

(1) 財務諸表の概況

経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析(内容・増減理由)

(経常費用)

平成19事業年度の経常費用は171,931百万円と、前年度比19,569百万円減(10.2%減)となっている。これは、給付金が前年度比17,032百万円減(10.2%減)となったこと及び給付準備金繰入が前年度比8,046百万円減(44.1%減)となったことが主な要因である。

(経常収益)

平成19事業年度の経常収益は170,518百万円と、前年度比21,477百万円減(11.2%減)となっている。これは、運用収益が前年度比2,361百万円減(79.7%減)となったこと、補助金等収益が前年度比54,135百万円減(35.8%減)となったこと、財源措置予定額収益が前年度比34,400百万円増(174.6%増)となったこと及び運営費交付金収益が前年度比958百万円増(26.3%増)となったことが主な要因である。

(当期純損失)

上記、経常損益の状況及び臨時損失として、固定資産除却損157千円を計上した結果、平成19事業年度の当期純損失は1,413百万円と前年度比1,913百万円減(382.9%減)となっている。

(資産)

平成19事業年度末の資産合計は459,304百万円と、前年度末比5,907百万円増(1.3%増)となっている。これは、投資その他資産に計上した金銭信託が前年度末比5,027百万円増(8.0%増)となったことが主な要因である。

(負債)

平成19事業年度末の負債合計は454,011百万円と、対前年度末比7,327百万円増(1.6%増)となっている。これは、給付準備金が前年度末比10,213百万円増(10.1%増)となったことが主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは16,346百万円と、前年度比17,876百万円の増(1,168.6%増)となっている。これは、特例脱退一時金の給付による支出が前年度比13,993百万円減(99.3%減)となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成19事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは14,996百万円と、前年度比1,239百万円の増(7.6%増)となっている。これは、信託資産の取得による支出が前年度比1,978百万円増(22.8%増)となっていること及び有価証券及び投資有価証券の取得による支出が前年度比3,083百万円減(42.1%減)となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは1,947百万円と、前年度比21,647百万円の減(109.9%減)となっている。これは、長期借入金の返済による支出が前年度比56,047百万円増(皆増)となったこと及び長期借入金の借入による収入が34,400百万円増(174.6%増)となったことが主な要因である。

表:主な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常費用	100,171	193,329	191,090	191,501	171,931
経常収益	97,616	191,349	189,768	191,996	170,518
当期純利益(または当期純損失)	2,556	1,981	1,299	500	1,413
資産	343,457	380,007	415,051	453,397	459,304
負債	333,964	372,494	408,838	446,684	454,011
利益剰余金	9,493	7,513	6,214	6,713	5,293
業務活動によるキャッシュ・フロー	21,888	2,049	3,589	1,530	16,346
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,577	16,165	15,921	16,235	14,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,159	19,340	13,280	19,700	1,947
資金期末残高	473	1,599	2,547	4,483	3,886

(注)増減理由は上記記載のとおりである。

セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

新年金事業に関する事業損益は385百万円と、前年度比385百万円増(皆増)となっている。これは、当事業年度が中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第80第3の規定により、運営費交付金債務の全額を収益に振り替えたことによるものである。

旧年金事業に関する事業損益は1,914百万円と、前年度比2,401百万円減(493.3%減)となっている。これは、特例脱退一時金の減などによる給付費が前年度比17,122百万円減(10.3%減)となったこと、補助金等収益が前年度比54,445百万円減(36.4%減)となったこと及び財源措置予定額収益が前年度比34,400百万円増(174.6%増)となったことが主な要因である。

農地売買貸借事業に関する事業損益は117百万円と、前年度比111百万円増(1,794.5%増)となっている。これは、当事業年度が中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第80第3の規定により、運営費交付金債務の全額を収益に振り替えたことが主な要因である。

表:事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新年金事業	-	-	-	-	385
旧年金事業	2,692	1,959	1,291	489	1,914
農地売買貸借事業	136	22	8	6	117
合 計	2,566	1,981	1,299	495	1,413

セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

新年金事業に関する総資産は114,174百万円と、前年度比9,408百万円増(9.0%増)となっている。これは、金銭信託が前年度比5,027百万円増(8.0%増)となったこと及び投資有価証券が前年度比3,552百万円増(9.4%増)となったことが主な要因である。

旧年金事業年度に関する総資産は344,978円と、前年度比4,003百万円減(1.1%減)となっている。これは、未収財源措置予定額収益が1,947百万円減(0.6%減)となったことが主な要因である。

農地売買貸借事業に関する総資産は3,834百万円と、前年度比877百万円減(18.6%減)となっております。これは、農地等取得貸付金が前年度比798百万円減(20.6%減)となったことが主な要因である。

表:総資産の経年比較(区分経理によるセグメント情報) (単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新年金事業	44,241	63,708	87,132	104,766	114,174
旧年金事業	298,924	316,423	328,574	348,981	344,978
農地売買貸借事業	9,490	7,522	5,908	4,711	3,834
相殺消去	9,198	7,645	6,562	5,061	3,682
合 計	343,457	380,007	415,051	453,397	459,304

目的積立金の申請、取崩内容等
該当なし。

行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

平成19事業年度の行政サービス実施コストは157,207百万円と、前年度比16,886百万円減(9.7%減)となっている。これは、年金事業費が前年度比19,498百万円減(10.5%減)となったことが主な要因である。

表:行政サービス実施コスト計算書の経年比較 (単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
業務費用	91,304	176,717	169,571	174,038	157,205
うち損益計算書上の費用	100,172	193,330	191,091	191,503	171,932
(うち自己収入等)	8,867	16,613	21,520	17,465	14,726
損益外減損損失相当額	-	-	-	7	7
引当外賞与見積額	-	-	-	-	5
引当外退職給付増加見積額	43	60	30	48	0
機会費用	26	-	-	-	-
行政サービス実施コスト	91,373	176,777	169,601	174,093	157,207

(2)施設等投資の状況(重要なもの)

当事業年度中に完成した主要施設等
該当なし。

当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし。

当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし。

(3) 予算・決算の概況

(単位:百万円)

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	1,884	1,884	4,185	4,185	4,091	4,091	4,028	4,028	3,963	3,963	
国庫補助金	1,463	1,186	2,870	2,170	2,022	1,601	2,160	1,637	1,925	1,388	
国庫負担金	50,734	54,382	149,213	149,213	149,422	149,422	149,607	149,607	151,209	151,209	
政府補給金	159	132	226	214	196	167	155	130	118	102	
借入金	46,678	31,159	40,888	19,340	38,842	13,280	39,130	19,700	68,330	54,100	
保険料収入	9,686	8,871	15,387	14,843	15,397	14,673	14,708	14,310	14,119	13,994	
運用収入	60	83	197	245	243	318	309	443	395	585	
貸付金利息	335	329	289	271	211	211	175	169	146	132	
農地売買代金等収入	1,343	1,913	1,252	1,918	1,005	1,590	1,325	1,169	729	896	
諸収入	3	10	14	14	14	10	11	11	8	12	
計	112,345	99,950	214,521	192,413	211,443	185,364	211,608	191,204	240,942	226,381	
支出											
業務経費	100,682	90,021	194,906	173,828	192,792	167,454	193,726	172,094	223,735	210,851	
一般管理費	326	236	578	508	554	502	532	476	500	496	
人件費	489	464	955	929	930	876	918	860	944	900	
計	101,497	90,721	196,440	175,266	194,277	168,831	195,176	173,430	225,180	212,247	

差額理由

政策支援加入者が見込みより下回ったことによる減

旧年金給付費が見込みより下回ったことによる減

経営移譲年金給付費等が見込みより下回ったことによる減

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当基金においては、一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費(年金給付費等を除く。)についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制することを目標にしている。

この目標を達成するため、一般管理費については、人件費の削減計画を着実に実行した。また、一般競争入札の積極的な導入など業務の効率化により経費を削減した。

また、事業費(年金給付費等を除く。)については、基幹業務記録システムの一般競争入札の実施等により経費を削減した。

(単位:百万円、%)

	平成14年度		当 中 期 目 標 期 間									
			平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	1,661	100	1,596	4	1,534	8	1,484	11	1,450	13	1,445	13
事業費	3,311	100	3,002	9	2,928	12	2,897	13	2,897	13	2,712	18
合計	4,972	100	4,598	8	4,462	10	4,382	12	4,347	13	4,157	16

5 事業の説明

(1) 財源構造

当基金の経常収益は170,518百万円で、その内訳は下表のとおりとなっている。
また、基金では、旧年金制度の給付に要する費用に充てるため、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項の規定により、農林水産大臣から要請があったときは、同条第2項の規定により、長期借入を行っている。

平成19事業年度長期借入額 54,100,000,000 円
当期末残高 339,778,000,000 円

(単位:百万円、%)

	新年金事業		旧年金事業		農地売買貸借事業		勘定間 相殺額	合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率		金額	比率
運営費交付金収益	1,954	10.69	2,433	1.60	215	48.31	-	4,602	2.70
保険料収入	13,949	76.28	-	-	-	-	-	13,949	8.18
運用収益	600	3.28	217	0.14	123	27.64	217	722	0.42
補助金等収益	1,719	9.40	95,162	62.61	97	21.80	-	96,978	56.87
財源措置予定額収益	-	-	54,100	35.59	-	-	-	54,100	31.73
その他	64	0.35	93	0.06	10	2.25	-	167	0.10
合 計	18,286	100	152,005	100	445	100	217	170,518	100

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 新年金事業

新年金事業は、農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用、給付金(農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金)を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務を行っている。

事業の財源は、事務費については、運営費交付金収益(1,954百万円)、業務費については、被保険者からの保険料収入(13,949百万円)、独立行政法人農業者年金基金法第48条及び同法付則第14条第1項の規定により農林水産省から交付される特例付加年金助成補助金(1,719百万円)などとなっている。

事業に要する費用は、給付準備金繰入(10,213百万円)、運用損失(5,572百万円)、給付費(243百万円)などとなっている。

イ 旧年金事業

旧年金事業は、旧制度の給付金(経営移譲年金、農業者老齢年金、死亡一時金等)を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務を行っている。

事業の財源は、事務費については、運営費交付金(2,433百万円)、業務費については、独立行政法人農業者年金基金法付則第16条第1項及び同附則第17項第4項の規定により農林水産省から交付される農業者年金給付費等負担金(95,162百万円)、独立行政法人農業者年金基金法付則第17条第2項の規定による長期借入金(54,100百万円)などとなっている。

事業に要する費用は、年金等給付金(149,250百万円)などとなっている。

ウ 農地売買貸借事業

農地売買貸借事業は、旧制度の経営移譲年金の受給要件である経営移譲を円滑に進めるため、適格な経営移譲の相手方を見つけれない者の農地等を基金が借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける事業を行っている。

また、経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等に農地等を売り渡したときの割賦売渡債権及び経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等が経営移譲希望者の農地等を買入れるのに必要な資金を貸し付けたときの貸付金債権等に係る管理業務を行っている。

業務の財源は、事務費については、運営費交付金(215百万円)、業務費については、独立行政法人農業者年金基金法付則第6条第2項の規定による貸付に対する利子(123百万円)、独立行政法人農業者年金基金が行う農地等の売り渡し及び融資の業務の円滑な運営に資するための補給金として農林水産省から交付される農地売渡業務等円滑化対策補給金(97百万円)などとなっている。

事業に要する費用は、旧年金勘定借入金利息(217百万円)などとなっている。

独立行政法人農業者年金基金 平成19年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書																														
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置																														
<p>1 運営経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。 なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 また、事業費（年金給付費等を除く。）についても中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 (1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 (1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、前年度比0.4%抑制します。 また、事業費についても、業務の効率化を進め、前年度比6.4%抑制します。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制 (1) 一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、前年度比0.4%抑制する計画に対し、実績で3.7%の抑制を達成した。 事業費についても、業務の効率化を進め、前年度比6.4%抑制する計画に対し、実績では9.9%の抑制を達成した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度予算</th> <th>19年度予算</th> <th>抑制率</th> <th>19年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,449,934</td> <td>1,444,510</td> <td>△0.4%</td> <td>1,395,891</td> <td>△3.7%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,897,425</td> <td>2,712,302</td> <td>△6.4%</td> <td>2,610,897</td> <td>△9.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,335,946</td> <td>1,395,891</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,702,353</td> <td>2,610,897</td> <td>△3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）一般管理費が増加したのは、退職者が5名発生したこと等による。</p> <p>また、随意契約については、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行することとした「随意契約見直し計画」を平成19年12月に策定し、基金が行う契約締結事務の適格性について審査するため、平成20年2月に契約審査委員会を設置した。</p>		18年度予算	19年度予算	抑制率	19年度実績	抑制率	一般管理費	1,449,934	1,444,510	△0.4%	1,395,891	△3.7%	事業費	2,897,425	2,712,302	△6.4%	2,610,897	△9.9%		18年度実績	19年度実績	抑制率	一般管理費	1,335,946	1,395,891	4.5%	事業費	2,702,353	2,610,897	△3.4%
	18年度予算	19年度予算	抑制率	19年度実績	抑制率																												
一般管理費	1,449,934	1,444,510	△0.4%	1,395,891	△3.7%																												
事業費	2,897,425	2,712,302	△6.4%	2,610,897	△9.9%																												
	18年度実績	19年度実績	抑制率																														
一般管理費	1,335,946	1,395,891	4.5%																														
事業費	2,702,353	2,610,897	△3.4%																														
	<p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、</p>	<p>(2) 人件費について17年度比で少なくとも2%の削減（退職手当及び</p>	<p>(2) 人件費については17年度比5.9%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。</p>																														

平成18年度以降5年間において、人件費について5%以上の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）を行う。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで（平成18年度以降2年間に、少なくとも人件費の2%の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の引下げ（新旧俸給月額差額は支給しない。）を行います。

さらに、給与水準の適正化の観点から

- ① 国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定
- ② 管理職手当の支給率の引下げを行います。

国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成19年度当初から、以下の措置を講じた。

- ① 役員については、本俸月額を1.4%引下げ（この引下げに伴う現給保障は行わない。）
- ② 職員については、俸給月額の1%を引下げ（この引下げに伴う現給保障は行わない。）
さらに、給与水準の適正化及び人件費抑制の観点から、
 - ① 国家公務員においては、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額が4月に遡り引き上げられたが、これを行わず、平成20年1月から職員の俸給月額の1%引下げ
 - ② 平成20年1月から管理職手当支給対象者すべての支給割合の引下げ

部長級	19%	→	18%
課長級	19%	→	17%
調査役	15%	→	14%
課長補佐級	8%	→	7%
 - ③ 国家公務員においては勤勉手当0.05月の引上げが行われたが、これの据え置き等を行った。

(3) 上記取組により、対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は、前年度比3.8ポイント低下し106.2となった。

（単位：千円）

	17年度実績	19年度実績	抑制率
人件費	754,840	710,667	△5.9%

2 業務運営の効率化
事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営を効率化する。

2 業務運営の効率化
(1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。

2 業務運営の効率化
(1) 様式の改善
業務受託機関（農業委員会及びJA）による点検・確認業務の的確・適正化を図っていくため、受託機関の業務量を把握するとともに、申出書等の様式改善について受託機関の意見を聴取して、検討を行います。

2 業務運営の効率化
(1) 様式の改善
業務受託機関の業務量を把握し、毎年約60万件と膨大な量となっている「現況届」について、業務受託機関の意見を踏まえ、様式を改善した。
さらに、「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」を業務受託機関の職員が容易に現況届の内容を理解できるよう改正して事務処理能力の向上と業務量の軽減を図った。
このことにより、現況届提出枚数の減少による事務量の削減が見込まれる。
(参考：現況届様式の主な改正点)
・経営移譲年金と農業者老齢年金の併給者用の現況届用

	<p>(2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。</p> <p>(3) 申出書等の点検・確認等の委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(2) 電算システムの開発・整備</p> <p>① 電子情報提供システムに申出書処理状況管理システムを追加開発し、その運用を開始します。</p> <p>② 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、所要の見直しを行います。</p>	<p>紙を一枚に集約。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者の誤記入等を防ぐため、現況届用紙に受給している年金内容をあらかじめ印字。 ・ 現況届用紙に諸名義確認該当者及び保全管理該当者を標記し、該当者については業務受託機関で確認したことをチェックする欄を整備。 <p>(2) 電算システムの開発・整備</p> <p>① 業務受託機関において申出書の処理状況が直接確認できるようにするため、電子情報提供システムに申出書処理状況管理システムを追加開発し、平成20年3月末から運用を開始した。</p> <p>② 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、ウイルス対策に関する指摘を踏まえ、感染リスクを低減させるためウイルス検索を実施した。</p>
<p>3 組織運営の合理化</p> <p>中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の的確な見通しに基づき、組織の見直し、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、計画的に推進する。</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>(1) 組織の見直しについては、平成15年度中に、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減する。</p> <p>また、電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めるため、業務</p>	<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>3 組織運営の合理化</p> <p>(1) システム開発課について、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する事務を追加し、情報管理課と改組した。</p>

	<p>全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する。</p> <p>(2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運営の合理化及び効率化に取り組み、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時までに82人とする。</p>	<p>常勤職員数を1名削減し、82人とします。</p>	<p>(2) 常勤職員数については、1名削減し、82人とした。</p> <p>(3) コンプライアンス委員会設置規程を平成20年3月28日に制定し、同委員会においてコンプライアンスの推進等について審議するとともに、意見・提言を行うこととした。</p>
<p>4 業務運営能力の向上等 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ円滑に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>4 業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回（過去の実績：毎年度1回）実施する。また、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、それぞれの分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>4 業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、農業者年金業務全般についての知識の習得を図るため初任者研修を実施するとともに、加入推進の手法、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用に携わる職員については、民間の機関が主催する研修に参加させます。</p>	<p>4 業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員 ① 新任職員を対象とする研修 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、資格・給付業務の内容等に関する研修を実施し、制度等の理解が図られた。 ・対象職員 21名全員参加 ② 専門分野研修 ア 加入推進関係 平成20年3月に、「加入者10万人早期達成3カ年計画」（以下、「3カ年計画」という。）の2年目に向けて、加入推進の手法についての研修を実施した。 ・参加者 19名 イ 年金資産の運用関係 資産運用の専門家を講師として4月から7月にかけて資産運用に関する研修を実施した。 ・参加者 延べ151名 ウ 経営移譲及び経営継承関係 平成20年3月に経営移譲及び経営継承と密接な関連がある「農地制度の現状と今後の方向性について」をテーマに研修を実施した。 ・参加者 26名 エ 情報セキュリティ関係 情報セキュリティポリシー及び個人情報保護管理規程を周知徹底するため、全役職員を対象としてC I O補佐官を講師とする情報セキュリティ研修を実施した。</p>

(2) 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者については、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。

- ① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

(2) 業務受託機関担当者

- ① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びJA中央会）

ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象とする「担当者会議」を年2回開催し、19年度に取り組むべき重点事項の説明や事務処理手続きの変更事項等新たな事項を周知して、当該内容が市町村段階の業務受託機

・参加者 69名

- ③ 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加

年金資産の運用に携わる職員について、5月から7月、8月から10月、9月から11月及び11月から1月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論等に関する民間機関の通信教育を4名受講させた。

- ④ その他

ア 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、5月に情報公開・個人情報保護制度の運営に関する初任者研修を1名受講させた。

イ 市場化テストに携わる職員について、6月に市場化テストの実務的課題の対応方法と今後の展望に関するセミナーを2名受講させた。

ウ 防火管理に携わる職員について、8月に甲種防火管理新規講習を1名受講させ、甲種防火管理者の資格を得た。

エ 年金数理に携わる職員について、2月に日本年金数理人会実務研修会を1名受講させた。

(2) 業務受託機関担当者

- ① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びJA中央会）

ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成19年度に取り組むべき、

○平成19年度計画及び農業者年金業務の重点事項

○加入推進について

○資格・収納・給付関係事務

・被保険者の未分類の解消について

・被保険者の国民年金被保険者資格との整合性の確保について

・保険料の未納の解消について

・標準処理期間を定めた申出書等の処理結果について

・裁定請求書の返戻率の減少方策について

○電子情報提供システムの利用状況について

関までの確に周知されるようにするとともに、今後の業務推進にむけた意見交換を行います。

イ 市町村段階の業務受託機関担当者に対する実務上の円滑な指導が図られるよう、都道府県段階における業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象とした新任担当者研修会を6月に、また、スキルアップのための研修会を開催します。

ウ 10月に、4月に開催した担当者会議を踏まえた各県の業務の取組状況及び年度後半に向けての取組方針の把握と、その後の年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るとともに、加入推進活動のより一層の効果的な実施に資する資料

等を内容とする担当者会議を4月に開催した。

・参加者224名

また、平成20年度に向け、

○独立行政法人農業者年金基金の事務・事業の見直し

○平成20年度業務委託費の見直し

○平成20年度加入推進について

○第3四半期の運用状況及び基本方針の見直し

等を内容とする担当者会議を1月に開催した。

・参加者135名

イ 6月に、都道府県段階の業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、

○農業者年金制度概論

○加入推進の意義と具体的な取組事例

○業務委託・保険料・受給要件・裁定事務

○年金資産の運用と付利の仕組み

○公的年金制度及び外部から見た農業者年金の評価

等を内容とする新任担当者研修会を開催し、制度の理解が得られた。

・参加者65名

また、11月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、

○旧制度の年金給付の概要

○特例付加年金の概要

○経営移譲年金の支給停止

等を内容とする農業者年金に係るスキルアップ研修会を開催し、制度の理解度が深まった。

・参加者61名

ウ 10月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、

○独立行政法人の見直しについて

○「3カ年計画」及び加入推進について

○年金業務について

・未分類者の調査結果及び被保険者記録確認リストの送付について

・申出書標準処理期間内の処理結果の概要について

・裁定請求書の返戻率の減少方策について

・農業者老齢年金の受給権が発生する者等への事前お知らせについて

・電子情報提供システムについて

○年金資産の運用状況について

	<p>② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。</p>	<p>や情報の提供を行うブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びJA） ア 都道府県業務受託機関が実施する市町村段階における業務受託機関実務担当者及び新任担当者を対象とした研修会の内容に応じて、基金役職員の派遣を行います。</p> <p>イ 都道府県業務受託機関との共催により、市町村段階における地区別加入推進班活動の指導的役割を担うリーダーを対象とした研修会を開催します。</p>	<p>等を内容とする担当者会議を開催した。 ・参加者203名</p> <p>② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA） ア 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、6月に開催した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。 ・派遣依頼件数 114件 ・派遣件数 114件 ・派遣人数 139名</p> <p>イ 新規加入者を確保するため、6月から12月まで、都道府県業務受託機関との共催により、市町村段階における地区別加入推進班活動の指導的役割を担う「加入推進部長」を対象として、 ○農業者年金の概要と加入推進の取組み ○各地における加入推進の取組事例 ○保険料助成と経営継承 ○外部からみた農業者年金制度の評価 ○外部講師による今後の農業情勢に関する講演等を内容とする特別研修を全国15カ所で開催した。 ・参加人数：1,487人</p>
<p>5 評価・点検の実施 (1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 9月に業務の運営状況及び平成18年度計画実績等、3月に業務の運営状況及び中期計画、平成20年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 9月に農業者年金事業の実施状況、年金資産の運用状況、平成18年度計画実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成20年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、 ① 加入推進部長への特別研修の成果を上げるため、理事長名による「加入推進取組のお願い」を全国の加入推進部長に送付 ② 農業者年金制度を広くPRするため、農業関係新聞3紙に広告を掲載</p>

<p>(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理についての考査指導については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。</p>	<p>務運営に適切に反映させる。</p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての考査指導について</p> <p>① 要件審査等の遂行状況、</p> <p>② 加入推進活動状況等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県（平成14年度実績14道府県）において計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、23道県の業務受託機関について考査指導を行います。</p>	<p>を行った。</p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、23道県の業務受託機関を対象に考査指導を行った。</p> <p>また、事後措置を要すると認められる事項については、関係各部（室）を通じてフォローアップを行った。</p> <p>○ 考査指導実施市町村該当都道府県 北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行い、適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対し、当該変更即した申出書等の速やかな提出を働きかける。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>	<p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、5月及び11月に両記録の突合を実施した。その後、不整合となっている該当者リストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。 なお、平成18年11月に不整合であった者4,117名のうち平成19年5月に不整合であった者は28.3%（1,165名）減少し2,952名となり、平成19年5月突合時に不整合であった者4,329名のうち平成19年11月にも不整合であった者は38.3%（1,658名）減少し2,671名となった。</p>

2 手続きの迅速化等
農業者年金の被保険者の

(2) 申出書等の迅速な処理
提出された申出書等

(2) 申出書等の迅速な処理
① 標準処理期間を定め

(2) 申出書等の迅速な処理
① 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、

(単位：人、%)

	18年11月	19年5月	19年11月	対象数の計
対象者数	81,755	84,045	84,720	—
不整合者数	4,117	4,329	(4,122)	8,446
6ヶ月経過後の不整合者数	—	2,952	2,671	5,623
減少数	—	1,165	1,658	2,823
減少率	—	28.3%	38.3%	33.4%

(参考)

○付加保険料に関する項目を除いた不整合者数

(単位：人、%)

	18年11月	19年5月	19年11月	対象数の計
不整合者数	1,484	1,621	(1,227)	3,105
6ヶ月経過後の不整合者数	—	1,152	904	2,058
減少数	—	332	717	1,047
減少率	—	22.4%	44.2%	33.7%

② 業務受託機関に対し
て政策支援加入者の
特例保険料に係る資
格の喪失等が予め見
込まれる者の情報を
提供し、特例保険料
の資格喪失が生じた
場合には、必要な申
出書等の提出を遅滞
なく行うよう働きか
けます。

② 政策支援加入者の特例保険料に係る資格要件の喪失が予め見込まれる者のリストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。

リスト作成者：3,219人

リストを送付した業務受託機関：1,455農業委員会

○月別実績

(単位：人、団体)

月	19/4	5	6	7	8	9	10
対象者数	171	125	198	1,283	193	443	181
対象団体数	97	66	125	414	108	225	87

月	11	12	20/1	2	3	合計
対象者数	169	104	98	147	107	3,219
対象団体数	68	66	61	70	68	1,455

資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとの具体的な処理の期間を定め、公表した上で、処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

については、極力迅速に処理を行う。

また、申出書等を受け付けてから当該申出等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のように定め、当該標準的な期間を定めた申出書等については、その97%（過去の実績値）以上を当該期間内に処理することとし、その結果について、毎年度公表する。

・加入申出書

60日以内

・カラ期間該当申出書

60日以内

・被保険者証再交付申請書

60日以内

・保険料額変更申出書

60日以内

・年金・一時金裁定請求書

90日以内

た申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。

また、不備が発見された申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、返戻件数が減少するよう指導します。

② 申出書等の処理状況の調査を年2回（8月及び2月）行い、その結果を公表します。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるようにします。

平成19年8月処理分が96.9%、平成20年2月処理分が98.0%で、調査2回の平均期間内処理割合は97.5%であった。

審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日には該当受託機関に返戻した。

また、返戻件数を減少させる方策として、都道府県段階における業務受託機関の担当者を対象とした4月の全国会議、10月のブロック会議において、チェックシートによる裁定請求書の最終確認を徹底するよう要請した。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が主催する市町村段階の担当者会議や研修会へ業務受託機関の依頼に応じ基金職員を講師として派遣し、分かりやすいマニュアルを活用し、返戻件数を減少させる上で注意すべき申出書等の作成方法について説明した（派遣件数6件）。

○処理月別標準処理期間内処理割合 (単位：件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
平成19年8月	2,073	2,008	96.9
平成20年2月	2,666	2,613	98.0
計	4,739	4,621	97.5

② 処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成19年8月分の結果を平成19年10月4日に、平成20年2月分の結果を平成20年3月31日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかったものについては、原因を整理し、その理由が業務受託機関に起因するものについて、業務受託機関に対し、申出書等を適正かつ早急に処理するよう指導した。

3 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用

年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。

<p>件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> <p>(3) 資金運用委員会で、これまでの年金資産の管理・運用実態に基づき、基本方針について分析・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対し、6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。</p> <p>② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 平成19年5月23日、7月27日、10月31日及び平成20年1月31日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成18年度、平成19年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。</p> <p>(3) 年金資産の構成割合の検証 基本方針の策定から5年余りが経過し、資金運用を取り巻く経済環境等が変化したことから、資金運用委員会において、政策アセットミックスの分析・検証を主な内容とする基本方針の見直しに関する審議を11回行い、政策アセットミックスの策定等必要な見直しを行った。</p> <p>(4) 運用成績等の情報提供 平成18年度、平成19年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成19年6月29日（5月24日に速報版公開）、7月30日、11月1日及び平成20年1月31日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成18年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成19年6月27日付で通知するとともに、通知の趣旨等について、ホームページに掲載した。</p>
<p>4 制度の普及推進 広く農業者の方々に政策</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 可能な限り多くの農業</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 平成19年度から関係機</p>	<p>3 制度の普及推進 (1) 地域における加入推進体制をより強化するとともに都道府</p>

支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。

者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。

関・団体一体で取り組む「3カ年計画」の実現にむけて、加入推進活動を強化するための「平成19年度加入推進特別対策」を実施します。

県段階の業務受託機関による指導強化を図るため、「3カ年計画」に基づいて「平成19年度加入推進特別対策」を実施し、地域における加入推進活動の指導的リーダーとなる加入推進部長（農業委員・JA役員など）を設け、加入推進部長を対象とした特別研修会を全国15会場で開催（参加人数1,487人）した。

さらに、

- ① 特別研修会用のテキストとして新たに「加入推進用ハンドブック」の作成
- ② 全国農業会議所と共催して都道府県農業会議事務局長会議を5月及び9月に開催し本特別対策の事業を円滑に行うための連絡調整や意見交換
- ③ 年度後半における加入推進活動を本格化させるため11月に理事長名による「加入推進取組のお願い」の加入推進部長への送付

を行った。

また、市町村段階の業務受託機関では、19年度の加入目標の設定、地区別加入推進班の整備等を行い、加入推進部長のもと、地区別加入推進班による戸別訪問等の加入推進活動を実施した。都道府県段階の業務受託機関では、市町村段階の業務受託機関の活動を円滑に実施するため、点検・指導並びに支援・協力を行った。

このように「3カ年計画」の年度別・地域別の数値目標の実現にむけて関係機関・団体が一丸となった取組や以下の制度の周知・普及活動に努めた結果、新規加入者数が前年度比8割増加した。

- ① 都道府県農業共済組合連合会等参事会議において制度の説明、チラシの配布及び広報誌掲載等の協力依頼
- ② 新・農業人フェアにおいて相談コーナーの設置及び資料の配布（8回）
- ③ 全国農業者年金連絡協議会平成19年度通常総会に役員を派遣し加入推進活動の要請
- ④ 第10回全国農業担い手サミットinとちぎにおいて相談コーナーの設置及びチラシの配布
- ⑤ 平成19年度女性農業者リーダー全国会議においてチラシの配布
- ⑥ 平成19年度農業者年金加入推進セミナーにおいてチラシの配布
- ⑦ 平成19年度（第4回）女性農業委員活動推進シンポジウムにおいてチラシの配布

(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。

(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な資料を作成します。

(3) 被保険者等に対し老後の生活の安定のために

- ⑧ 動画「アニメでわかる！農業者年金」を作成しホームページに掲載
- ⑨ 農業関係新聞に制度PRの掲載（Q&A「よくわかる農業者年金」（7回シリーズ）、全面広告等）
- ⑩ 新規就農者向け雑誌「i j u i n f o」へ制度PRの掲載

○年度別新規加入者数 (単位：人)

	18年度	19年度	対前年度比
新規加入者数	2,296	4,173	181.8%

○3カ年計画達成率（19年度） (単位：人)

	目 標	実 績	達 成 率
新規加入者数	5,650	4,173	73.9%

○新規加入者を含む加入者一人当たりを使用している業務委託費

	平成18年度	平成19年度
業務委託費（千円）	2,273,629	2,320,777
うち制度普及活動費（千円）	425,268	561,828
旧制度受給権者数（人）	652,352	626,181
旧制度待期者数（人）	110,725	103,679
新制度加入者累計（人）	83,972	88,103
計（人）	847,049	817,963
一人当たりの委託費（円）	2,684	2,837

(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な資料を作成・配布した。

(作成・配布した資料)

- ・農業者年金入門ガイド
- ・農業者年金の制度と実務（現行制度、旧制度）
- ・のうねん加入推進事例集
- ・加入推進用リーフレット「しっかり積み立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を 農業者年金」
- ・加入推進チラシ「国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金」
- ・農業者年金を受給するには（現行制度、旧制度）

(3) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適

	<p>(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件（過去2カ年の平均）以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>は、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、</p> <p>① 新たに参加した者に対し保険料納付の重要性を記載した被保険者証を交付します。</p> <p>② 19年6月に「平成18年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付する際、保険料納付の重要性を記載した文書を添付します。</p> <p>(4) 加入者や受給者の方々はもとより、広く農業者の方々に分かり易いホームページとするとともに、業務受託機関にとって使い易くするために、</p> <p>① 内容の見直し</p> <p>② 毎月更新することによる最新の情報の提供を行うことにより、アクセス件数が前年度以上となるようにします。</p>	<p>切な収納を図るため、</p> <p>① 新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。 (参考) ・19年度被保険者証の交付実績:4,283名</p> <p>② 19年3月末の加入者82,559名に対して19年6月に「平成18年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。</p> <p>(4) ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加入状況、保険料の運用に関する情報等を公開した。また、より分かり易く、使い易いホームページとするため、多様な閲覧者が必要な情報を容易に検索できるように、文字の大きさ、色遣いに配慮しつつ、掲載情報を各ジャンル毎に整理し公表するようリニューアルを行った。 ・更新項目数:157回 ・アクセス件数:174,672件(前年度136,264件) ・リニューアル:平成20年3月31日</p> <p>○月別更新項目数及びアクセス数</p> <table border="1" data-bbox="1285 1029 2072 1220"> <tr> <td>月</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>更新項目数</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>12,768</td> <td>16,046</td> <td>17,643</td> <td>15,076</td> <td>14,579</td> <td>12,281</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>更新項目数</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>15,014</td> <td>13,133</td> <td>12,536</td> <td>14,010</td> <td>15,571</td> <td>16,015</td> </tr> </table>	月	4	5	6	7	8	9	更新項目数	14	9	17	8	11	8	アクセス件数	12,768	16,046	17,643	15,076	14,579	12,281	月	10	11	12	1	2	3	更新項目数	22	11	11	14	14	18	アクセス件数	15,014	13,133	12,536	14,010	15,571	16,015
月	4	5	6	7	8	9																																							
更新項目数	14	9	17	8	11	8																																							
アクセス件数	12,768	16,046	17,643	15,076	14,579	12,281																																							
月	10	11	12	1	2	3																																							
更新項目数	22	11	11	14	14	18																																							
アクセス件数	15,014	13,133	12,536	14,010	15,571	16,015																																							
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、貸付金債権の分類見直しを行い、これに基づく適切</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 すべての貸付金債権について、平成18年度末現在の状況に対応して、債権の分類見直しを行い、これに基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な債権の管理・回収を行った。</p>																																										

ものとする。	<p>査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、適切な管理・回収を行う。</p>	<p>な債権の管理・回収を行います。</p>																																							
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>			<p>法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、低利かつ市中金利情勢等を反映した借入れとするため、金利競争入札による極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入の相手方</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19. 11. 8</td> <td>みずほコーポレート銀行</td> <td>16,400</td> <td>1.328%</td> <td>H24. 11. 6</td> </tr> <tr> <td>H20. 2. 7</td> <td>山梨中央銀行</td> <td>18,800</td> <td>1.010%</td> <td>H25. 2. 5</td> </tr> <tr> <td>H20. 2. 7</td> <td>みずほコーポレート銀行</td> <td>18,900</td> <td>1.144%</td> <td>H25. 2. 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・借入時点の長期プライムレート 19年11月 2.20% 20年2月 2.15%</p>	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H19. 11. 8	みずほコーポレート銀行	16,400	1.328%	H24. 11. 6	H20. 2. 7	山梨中央銀行	18,800	1.010%	H25. 2. 5	H20. 2. 7	みずほコーポレート銀行	18,900	1.144%	H25. 2. 5																		
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限																																					
H19. 11. 8	みずほコーポレート銀行	16,400	1.328%	H24. 11. 6																																					
H20. 2. 7	山梨中央銀行	18,800	1.010%	H25. 2. 5																																					
H20. 2. 7	みずほコーポレート銀行	18,900	1.144%	H25. 2. 5																																					
	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 略</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 略</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、前年度比0.4%抑制する計画に対し、実績で3.7%の抑制を達成した。 事業費についても、業務の効率化を進め、前年度比6.4%抑制する計画に対し、実績では9.9%の抑制を達成した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度予算</th> <th>19年度予算</th> <th>抑制率</th> <th>19年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,449,934</td> <td>1,444,510</td> <td>△ 0.4%</td> <td>1,395,891</td> <td>△ 3.7%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,897,425</td> <td>2,712,302</td> <td>△ 6.4%</td> <td>2,610,897</td> <td>△ 9.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考） ○一般管理費及び事業費の実績（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,335,946</td> <td>1,395,891</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>連絡事務所</td> <td>56,751</td> <td>47,779</td> <td>△15.8%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,702,353</td> <td>2,610,897</td> <td>△ 3.4%</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>2,333,306</td> <td>2,346,295</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度予算	19年度予算	抑制率	19年度実績	抑制率	一般管理費	1,449,934	1,444,510	△ 0.4%	1,395,891	△ 3.7%	事業費	2,897,425	2,712,302	△ 6.4%	2,610,897	△ 9.9%		18年度実績	19年度実績	増減率	一般管理費	1,335,946	1,395,891	4.5%	連絡事務所	56,751	47,779	△15.8%	事業費	2,702,353	2,610,897	△ 3.4%	委託費	2,333,306	2,346,295	0.6%
	18年度予算	19年度予算	抑制率	19年度実績	抑制率																																				
一般管理費	1,449,934	1,444,510	△ 0.4%	1,395,891	△ 3.7%																																				
事業費	2,897,425	2,712,302	△ 6.4%	2,610,897	△ 9.9%																																				
	18年度実績	19年度実績	増減率																																						
一般管理費	1,335,946	1,395,891	4.5%																																						
連絡事務所	56,751	47,779	△15.8%																																						
事業費	2,702,353	2,610,897	△ 3.4%																																						
委託費	2,333,306	2,346,295	0.6%																																						

- (注) 1 一般管理費が増加したのは、退職者が5名発生したこと等による。
2 委託費が増加したのは、加入推進特別対策の実施による。

(単位：千円)

	18年度実績	19年度実績	増減率
経常費用	4,071,377	4,207,101	3.3%
委託費	2,333,306	2,346,295	0.6%
連絡事務所経費	56,751	47,779	△15.8%

- (注) 1 経常費用に年金給付費等は含まない。
2 連絡事務所経費は支出ベースである

1 連絡事務所
○一般管理費の推移

(単位：千円)

連絡事務所名		人件費	その他一般管理費	一般管理費
北海道	H18	28,313	4,844	33,157
	H19	27,266	4,035	31,301
九州	H18	21,326	2,269	23,594
	H19	20,512	2,355	22,867
計	H18	49,638	7,113	56,751
	H19	47,778	6,390	54,168

○主な業務実績

業務名	北海道	九州
行政機関及び受託機関との連絡調整	【18年度】 ・86回 ・年金事務の指導 ・研修に関すること等 【19年度】 ・72回 ・研修に関すること ・加入推進 等	【18年度】 ・300回 ・年金事務の指導 ・加入推進 等 【19年度】 ・475回 ・研修に関すること ・年金事務の指導 等
業務受託機関からの相談等(事務指導)	【18年度】 ・3,742回 ・経営移譲関係 ・資格関係 等 【19年度】 ・3,407回	【18年度】 ・4,288回 ・支給停止関係 ・経営移譲関係 等 【19年度】 ・4,811回

・資格関係
・経営移譲関係 等

・資格関係
・支給停止関係 等

(単位：回、件)

連絡事務所名		研修会等講師派遣回数	申出書処理件数		
			旧制度	新制度	計
北海道	H18	31	9,077	7,658	16,735
	H19	7	5,749	5,990	11,739
九州	H18	12	15,607	1,546	17,153
	H19	22	9,055	3,178	12,233

2 委託業務

(1) 農業者年金業務

○申出書処理件数 (単位：件、人)

	平成18年度	平成19年度
申出書処理件数	196,135	117,028
現行制度	37,697	25,303
旧制度	158,438	91,725
加入者等数	847,049	817,963
新制度加入者累計	83,972	88,103
旧制度受給権者	652,352	626,181
旧制度待期者	110,725	103,679

(2) 加入推進活動

① 農業委員会

○加入推進活動の内容 (単位：回)

	平成18年度	平成19年度
認定農業者研修会等	468	1,374
戸別訪問	4,065	3,371
その他(制度勉強会等)	2,733	2,427

② 農業協同組合

○加入推進活動の内容 (単位：回)

	平成18年度	平成19年度
認定農業者研修会等	209	523
戸別訪問	1,595	1,483

その他（制度勉強会等）	1,436	1,307
-------------	-------	-------

③ 都道府県農業会議

○農業委員会が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成18年度	平成19年度
開催数	596回	448回
参集人数	29,975人	21,696人
主な内容	業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金)	業務担当者会議 新任担当者研修会

○特別相談活動事業

	平成18年度	平成19年度
電話相談件数	17,486件	18,456件
主な内容	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更
巡回・定例相談会	535回	856回
参集人数	8,344人	14,307人

④ 都道府県農業協同組合中央会

○農業協同組合が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成18年度	平成19年度
開催数	249回	252回
参集人数	11,112人	10,292人
主な内容	業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金)	業務担当者会議 新任担当者研修会

○特別相談活動事業

	平成18年度	平成19年度
電話相談件数	6,790件	6,281件
主な内容	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更
巡回・定例相談会	273回	391回
参集人数	3,798人	4,268人

			<p>⑤ 平成19年度加入推進特別対策の実績</p> <table border="1"> <tr> <td>地区別加入推進班の整備のための巡回指導</td> <td>377回</td> </tr> <tr> <td>加入推進部長の設置数</td> <td>2,197人</td> </tr> <tr> <td>加入推進部長の指導的な活動実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入対象者の把握と絞り込み (活動時間、活動人数)</td> <td>6,268時間 1,047人</td> </tr> <tr> <td>制度の普及PR (活動時間、活動人数)</td> <td>11,228時間 1,162人</td> </tr> <tr> <td>各種会議での働きかけ (活動時間、活動人数)</td> <td>8,401時間 955人</td> </tr> <tr> <td>戸別訪問の実施 (活動時間、活動人数)</td> <td>14,839時間 1,300人</td> </tr> <tr> <td>その他 (活動時間、活動人数)</td> <td>1,685時間 169人</td> </tr> <tr> <td>加入推進部長に対する特別研修</td> <td>全国15カ所で開催 出席者1,437人</td> </tr> <tr> <td>都道府県農業会議事務局長会議出席</td> <td>46人</td> </tr> </table> <p>その他の活動事項 ・特別研修に出席できなかった加入推進部長へのフォローアップ</p> <p>3 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、柏職員宿舎について、平成20年度乃至平成21年度に売却することとした。</p>	地区別加入推進班の整備のための巡回指導	377回	加入推進部長の設置数	2,197人	加入推進部長の指導的な活動実績		加入対象者の把握と絞り込み (活動時間、活動人数)	6,268時間 1,047人	制度の普及PR (活動時間、活動人数)	11,228時間 1,162人	各種会議での働きかけ (活動時間、活動人数)	8,401時間 955人	戸別訪問の実施 (活動時間、活動人数)	14,839時間 1,300人	その他 (活動時間、活動人数)	1,685時間 169人	加入推進部長に対する特別研修	全国15カ所で開催 出席者1,437人	都道府県農業会議事務局長会議出席	46人
地区別加入推進班の整備のための巡回指導	377回																						
加入推進部長の設置数	2,197人																						
加入推進部長の指導的な活動実績																							
加入対象者の把握と絞り込み (活動時間、活動人数)	6,268時間 1,047人																						
制度の普及PR (活動時間、活動人数)	11,228時間 1,162人																						
各種会議での働きかけ (活動時間、活動人数)	8,401時間 955人																						
戸別訪問の実施 (活動時間、活動人数)	14,839時間 1,300人																						
その他 (活動時間、活動人数)	1,685時間 169人																						
加入推進部長に対する特別研修	全国15カ所で開催 出席者1,437人																						
都道府県農業会議事務局長会議出席	46人																						
	第5 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。	第5 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。	第5 短期借入金の限度額 実績なし																				
	第6 剰余金の使途 (1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実	第6 剰余金の使途 (1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実	第6 剰余金の使途 実績なし																				
	第7 その他主務省令で定める	第7 その他主務省令で定める	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項																				

	<p>業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化 に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 方針 職員の採用に当たっては、資金運用体制の充実等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の94.3%とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 87人 期末の常勤職員数の見込み 82人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,606百万円</p>	<p>業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 常勤職員数を1名削減します。</p> <p>(2) 人事に関する指標 年度末の常勤職員数を82人とします。</p> <p>(参考) 人件費総額見込み 746百万円</p>	<p>職員の人事に関する計画</p> <p>1月に2名採用する一方、全体で常勤職員数を1名削減した。</p> <p>年度末の常勤職員数を82人とした。</p>
--	---	---	---